

## Ⅱ 入学者選抜の概要

入学者選抜においては、一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜、社会人選抜、私費外国人留学生選抜により実施する。

### 一般選抜

国立大学における入学試験の一般選抜は、「前期日程」及び「後期日程」による「分離分割方式」で個別学力検査等を実施する。本学では、大学入学共通テストを課し、大学入学共通テスト、個別学力検査等及び出願書類に基づき、入学志願者の能力・適性等を多面的・総合的に評価・判定し、合格者を決定する。

なお、各学部・学科等が指定する大学入学共通テストの教科・科目を受験していない場合は、個別学力検査等を受験することができないので、注意すること。

国立大学及び公立大学（独自日程で入学者選抜試験を行う公立大学を除く。詳細は公立大学協会Webサイト (<https://www.kodaikyo.org/>) を参照) を志願する者は、「前期日程」で試験を実施する大学・学部等から1つ、「後期日程」で試験を実施する大学・学部等から1つ、「中期日程」で試験を実施する公立大学・学部等から1つ、合計3つの大学・学部等に出願し、受験することができる。したがって、「前期－中期－後期」の併願は認めるが、「前期－前期」など同一日程での併願は認められない。また、本学の学部・学科等間においても、「前期日程」から1つ、「後期日程」から1つの合計2つの学部又は同一学部の学科等に併願することができる。なお、教育学部では同一学部内で第2志望まで、農学部は同一学部内で第3志望まで志望学科等を選択することができる（志望制の詳細は、23・24ページを参照）。

本学の「前期日程」の試験に合格し、本学が定める入学手続前期締切期日までに入学手続を完了した者は、「中期日程」及び「後期日程」に出願し、受験しても、「中期日程」及び「後期日程」の大学・学部等の合格者になることができない。

### 総合型選抜

出願した学部・学科等において、必要不可欠な資質を評価・審査するため、合格者数が募集人員に満たない場合がある。満たさない募集人員は、一般選抜に加えて選抜を実施する。

#### (1) 総合型選抜Ⅰ

大学入学共通テストを課さずに、小論文、面接、グループディスカッション、口頭試問、課題レポート及びプレゼンテーション、出願書類に基づき、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を多面的・総合的に評価・判定し、合格者を決定する。

#### (2) 総合型選抜Ⅱ

大学入学共通テストを課し、大学入学共通テスト、実技検査、総合問題、面接等、口頭試問、出願書類に基づき、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を多面的・総合的に評価・判定し、合格者を決定する。

なお、各学部・学科等が指定する大学入学共通テストの教科・科目を受験していない場合は、総合型選抜Ⅱの合格者になることができない。

## 学校推薦型選抜

国公立大学への学校推薦型選抜の出願は、1つの大学・学部等に限られ、合格した場合は、入学を確約できることを出願資格とする。

なお、出願した学部・学科等において、必要不可欠な資質を評価・審査するため、合格者数が募集人員に満たない場合がある。満たさない募集人員は、一般選抜に加えて選抜を実施する。

### (1) 学校推薦型選抜Ⅰ

出身学校長の推薦に基づき、大学入学共通テストを課さずに、総合問題、小論文、面接、口頭試問、出願書類に基づき、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定し、合格者を決定する。

### (2) 学校推薦型選抜Ⅱ

出身学校長の推薦に基づき、大学入学共通テストを課し、大学入学共通テスト、総合問題、小論文、面接、口頭試問、出願書類に基づき、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定し、合格者を決定する。

なお、各学部・学科等が指定する大学入学共通テストの教科・科目を受験していない場合は、学校推薦型選抜Ⅱの合格者になることができない。

## 社会人選抜

社会人を対象として、総合問題、小論文、面接、出願書類に基づき、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定し、合格者を決定する。

なお、出願した学部・学科等において、必要不可欠な資質を評価・審査するため、合格者数が募集人員に満たない場合がある。満たさない募集人員は、一般選抜に加えて選抜を実施する。

## 私費外国人留学生選抜

私費外国人留学生を対象として、個別学力検査、実技検査、小論文、面接、日本語による口頭試問、日本留学試験の成績、出願書類に基づき、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定し、合格者を決定する。

## 【高等学校の学科の表記について】

### 1 「普通科」

高等学校設置基準第5条第1号の「普通教育を主とする学科」を指す。

### 2 「理数に関する学科」

高等学校設置基準第6条第2項第9号の「理数に関する学科」を指す。

### 3 「理数に関する学科等」

高等学校設置基準第6条第2項第9号の「理数に関する学科」及び「外国語に関する学科」（同第13号）、  
「国際関係に関する学科」（同第14号）などを指す。

### 4 「専門科目を主とする学科」

高等学校設置基準第6条第2項第1号から第15号の学科を指す。

【参考】高等学校設置基準（平成一六年三月三十一日文科科学省令第二十号）抜粋

最終改正：令和八年三月九日文部科学省令第七号

（学科の種類）

第五条 高等学校の学科は次のとおりとする。

- 一 普通教育を主とする学科
- 二 専門教育を主とする学科
- 三 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

第六条 前条第一号に定める学科は、普通科その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容  
があると認められる学科とする。

2 前条第二号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。

- 一 農業に関する学科
- 二 工業に関する学科
- 三 商業に関する学科
- 四 水産に関する学科
- 五 家庭に関する学科
- 六 看護に関する学科
- 七 情報に関する学科
- 八 福祉に関する学科
- 九 理数に関する学科
- 十 体育に関する学科
- 十一 音楽に関する学科
- 十二 美術に関する学科
- 十三 外国語に関する学科
- 十四 国際関係に関する学科
- 十五 その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

3 前条第三号に定める学科は、総合学科とする。